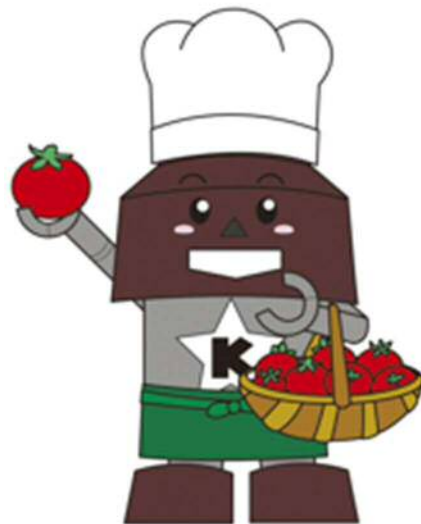


令和6年度

農業のあらし



川口市マスコット「きゅぼらん」

川口市

* * * * * 目 次 * * * * *

沿 革 -----	1
人 口 -----	2
経済部組織図 -----	3
事務分掌・職員数 -----	4
農業委員会事務局組織図 -----	5
事務分掌・職員数 -----	5
令和6年度当初予算 -----	6
農業の現状 -----	9
農 政 課 -----	10
1 事業方針	
2 事業計画	
川口緑化センター・川口市営植物取引センター -----	13
1 川口緑化センター	
2 川口市営植物取引センター	
3 公益財団法人川口緑化センター	
川口市立グリーンセンター -----	19
1 設置の目的	
2 施設の概要	
3 沿革	
4 事業方針	
5 事業計画	
農業委員会 -----	22
1 事業方針	
2 事業計画	
資料：主要農業指数 -----	24
1 農林業センサス	
2 農地基本台帳整備に係る調査	



沿革



川口市は埼玉県南端に位置する都市である。荒川を隔てて東京都と隣接し、江戸時代から鋳物工業や植木産業などが発展しはじめ、産業都市としての礎が築かれていった。明治時代以降は鋳物産業を中心に飛躍的発展をとげ、その後、住宅都市化が進んだ。平成23年10月には鳩ヶ谷市との合併があり、現在の市域が形成された。平成30年4月に中核市へ移行し、人口は60万人を突破し、現在に至っている。

川口という地名は、旧入間川（現在の荒川）と芝川が合流する場所であったことに由来するといわれている。江戸時代には、川口はそのほとんどが幕府直轄領となり、見沼溜井や見沼代用水、赤堀用水などの灌漑治水によって農業が一層発展した。また、日光御成道が整備され、将軍の日光参詣に伴う休憩所や駅通業務を行う問屋場がおかれた。

享保13年（1728）の見沼代用水路の開さくによる舟運・陸上交通の整備に伴って商品の流通が盛んになり、今日の川口の発展の基となる鋳物工業や植木産業などが発展した。また、承応年間（1652～1655）に安行の吉田権之丞によって始められたという植木や苗木の栽培は、明暦3年（1657）の江戸大火（振袖火事）によって焼野原となった江戸へ植木や草花を供給して以来、発展したと伝えられている。

昭和初期には安行地区を中心に一大植木生産地となったが、第二次世界大戦時の作付統制の影響により壊滅状態となった。しかしその後、戦後の高度経済成長期における急激な都市化の進展に伴う需要増と造園技術の進歩があいまって、安行ブランドといわれるほどになっていった。

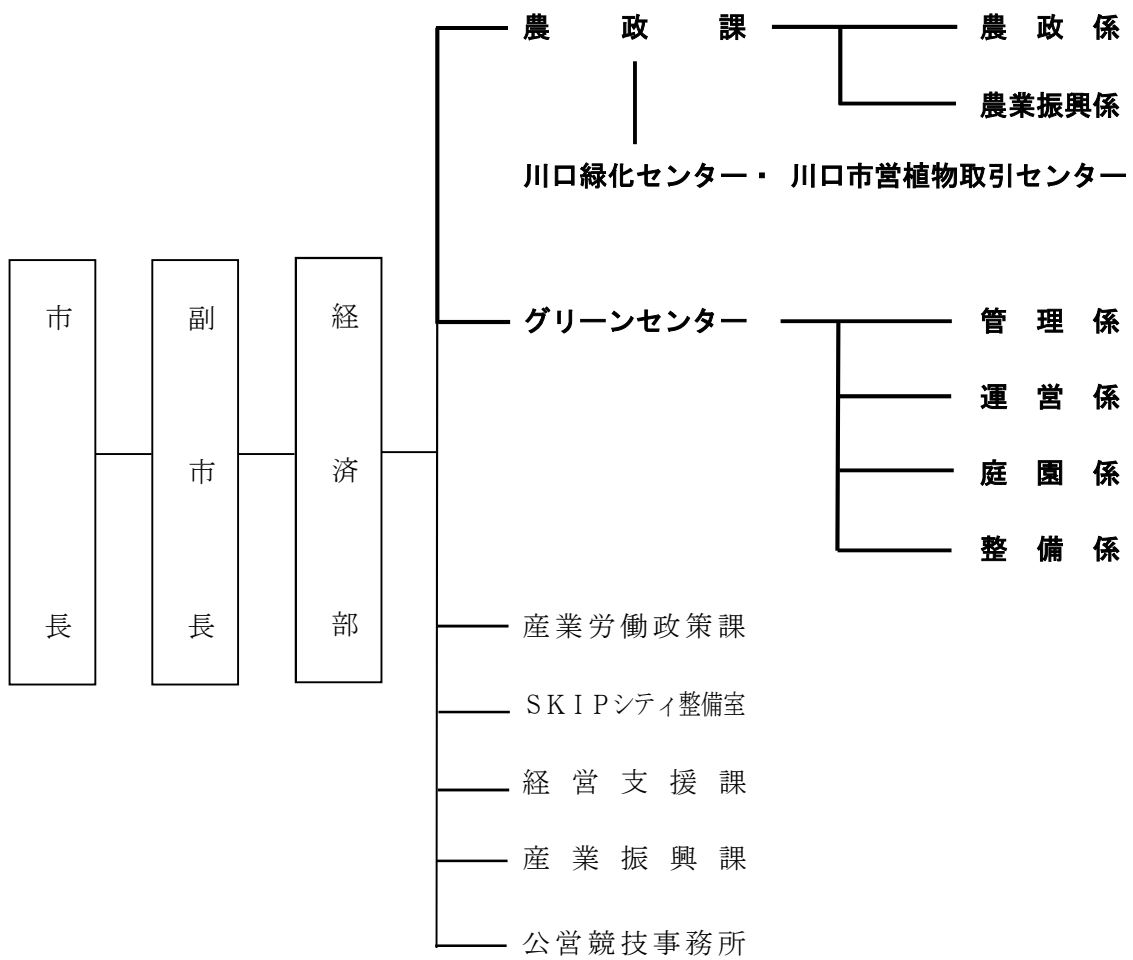
現在、本市北東部では、花きを中心とした都市農業が営まれ、緑多い街並みとなっているが、交通網の発達などに伴う都市化・宅地化の影響、農業従事者の高齢化や後継者不足等により農業をめぐる環境は大変厳しく、また大きな転換期を迎えている。



人 口

年	世 帯	人 口			面 積 (km ²)	1 平方キロ当り		資 料
		計	男	女		世 帯	人 口	
昭和 8 年 4 月	9, 103	45, 573	—	—	19. 40	469	2, 349	市制施行時
昭和 15 年 10 月	18, 439	97, 115	51, 665	45, 450	48. 64	379	1, 997	国勢調査
昭和 20 年 11 月	21, 168	97, 709	47, 550	50, 159	〃	435	2, 009	終戦時
昭和 25 年 10 月	26, 024	124, 783	62, 593	62, 190	〃	535	2, 565	国勢調査
昭和 30 年 10 月	26, 901	130, 599	66, 372	64, 227	42. 44	634	3, 077	〃
昭和 35 年 10 月	38, 157	170, 066	87, 935	82, 131	48. 04	794	3, 540	〃
昭和 40 年 10 月	64, 015	249, 112	129, 233	119, 879	55. 66	1, 150	4, 476	〃
昭和 45 年 10 月	85, 639	305, 886	157, 290	148, 596	〃	1, 539	5, 496	〃
昭和 50 年 10 月	104, 301	345, 538	176, 587	168, 951	〃	1, 874	6, 208	〃
昭和 55 年 10 月	122, 400	379, 360	192, 830	186, 530	〃	2, 199	6, 816	〃
昭和 60 年 10 月	131, 910	403, 015	204, 587	198, 428	〃	2, 370	7, 241	〃
平成 2 年 10 月	155, 190	438, 680	224, 779	213, 901	55. 71	2, 786	7, 874	〃
平成 7 年 10 月	166, 284	448, 854	229, 073	219, 781	55. 75	2, 983	8, 051	〃
平成 12 年 10 月	179, 023	460, 027	235, 011	225, 016	〃	3, 211	8, 252	〃
平成 19 年 10 月	221, 236	504, 451	257, 838	246, 613	〃	3, 968	9, 048	住民基本台帳 (外人登録含)
平成 22 年 10 月	209, 534	500, 598	255, 780	244, 818	〃	3, 758	8, 979	国勢調査
平成 23 年 10 月	233, 480	517, 236	263, 268	253, 968	〃	4, 188	9, 278	住民基本台帳 (外人登録含)
平成 25 年 10 月	261, 695	583, 179	296, 147	287, 032	〃	4, 223	9, 411	〃
平成 26 年 10 月	266, 110	588, 222	298, 662	289, 560	61. 95	4, 296	9, 492	〃
平成 27 年 10 月	245, 830	578, 112	292, 067	286, 045	〃	3, 968	9, 331	国勢調査
平成 28 年 10 月	274, 394	595, 093	302, 104	292, 989	〃	4, 429	9, 606	人口統計資料 (外人登録含)
平成 29 年 10 月	279, 084	598, 888	303, 934	294, 954	〃	4, 505	9, 667	〃
平成 30 年 10 月	284, 101	603, 093	305, 848	297, 245	〃	4, 586	9, 735	〃
令和 元年 10 月	289, 184	606, 340	307, 445	298, 895	〃	4, 668	9, 787	〃
令和 2 年 10 月	293, 057	607, 585	308, 023	299, 562	〃	4, 730	9, 807	〃
令和 3 年 10 月	295, 963	606, 618	307, 239	299, 379	〃	4, 777	9, 792	〃
令和 4 年 10 月	295, 628	605, 545	306, 553	298, 992	〃	4, 772	9, 774	〃
令和 5 年 10 月	301, 342	605, 780	306, 579	299, 201	〃	4, 864	9, 775	〃

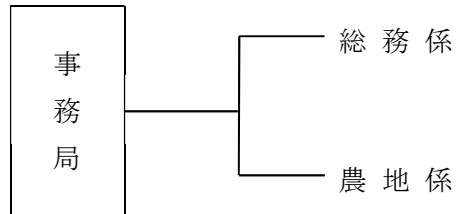
経 済 部 組 織 図



事務分掌・職員数

課 名	係 名	職員数	事 務 分 掌
農政課 課 長 1 人 計 9 人	農 政 係	3 人	(1)課及び予算経理に関すること。 (2)農業委員会との連絡調整に関すること。 (3)農政審議会に関すること。 (4)農業関係施設との連絡調整に関すること。 (5)農地転用許可に関すること。 (6)他の係に属しないこと。
	農業振興係	5 人	(1)農業経営の調査、研究及び指導。 (2)営農資金の斡旋及び利子補給。 (3)農業団体の育成及び指導に関すること。 (4)農業振興策の推進に関すること。 (5)特産農業の奨励に関すること。
グリーンセンター 所 長 1 人 計 23 人	管 理 係	4 人	(1)センターの予算経理に関すること。 (2)センターの土地の取得及び管理移管に関すること。 (3)センターの利用（管理）に関すること。 (4)センター内の他の係に属しないこと。 (5)将来計画に関すること。
	運 営 係	5 人	(1)センターの運営に関すること。 (2)行事の企画立案及び実施に関すること。 (3)広報活動に関すること。 (4)自然科学の知識向上に関すること。 (5)ミニ鉄道の利用に関すること。 (6)アスレチック遊具の利用に関すること。
	庭 園 係	8 人	(1)植物の維持管理及び栽培に関すること。 (2)植物の展示、品種保存に関すること。 (3)植物の相談に関すること。 (4)植物に係る知識の普及、啓発、向上に関すること。 (5)植物に係る技術研修に関すること。 (6)園芸等の各種講習に関すること。
	整 備 係	5 人	(1)センターの施設の維持補修、安全対策に関すること。 (2)センターの大規模改修、再整備に関すること。

農業委員会事務局組織図



事務分掌・職員数

部 局 名	係 名	職員数	事 務 分 掌
農業委員会事務局 事務局長 1人 計 6人	総 務 係	2人	(1) 農業委員会関係法令に関すること（市長の所掌に属するものを除く）。 (2) 公印の管守に関すること。 (3) 職員の任免、給与、分限、懲戒、服務その他人事並びに研修に関すること。 (4) 文書の収受、発送、編纂及び保存に関すること。 (5) 規則等の制定、公告その他委員会の庶務一般に関すること。 (6) 他の係の主管に属しないこと。
	農 地 係	3人	(1) 農業委員会関係法令に関すること（市長の所掌に属するものを除く）。 (2) 会議に関すること。 (3) 農政及び農地事務に関すること。

令和 6 年度当初予算

当 初 予 算

(単位：千円)

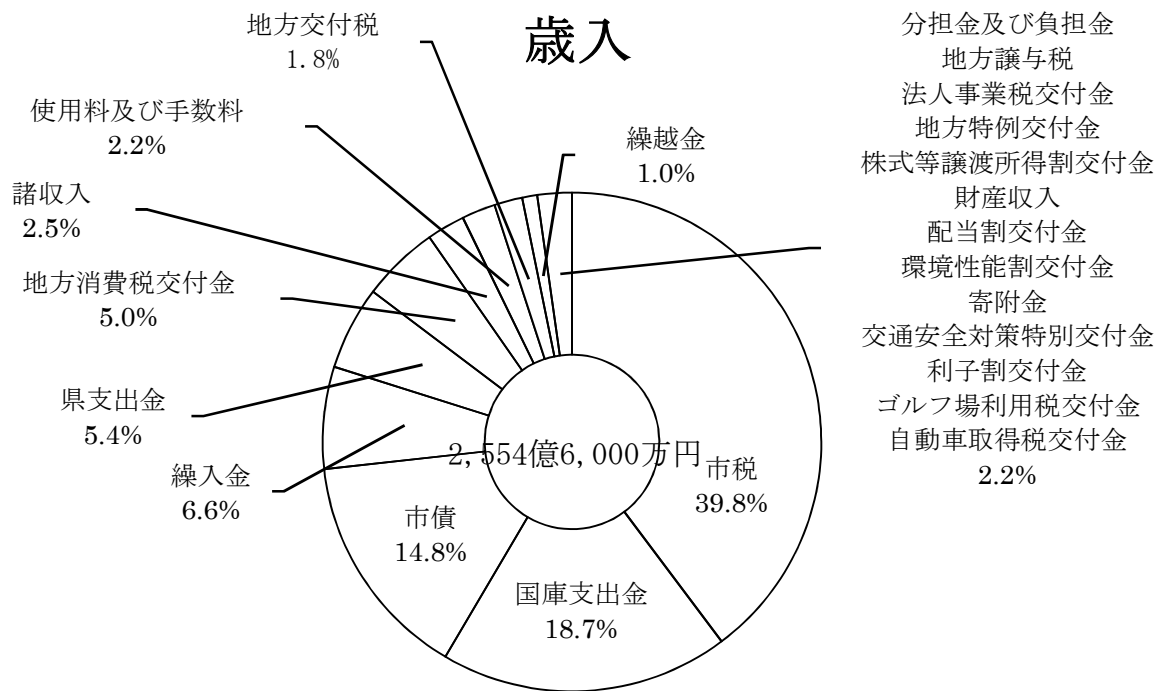
区 分	予 算 額	構 成 比 (%)
一 般 会 計	255,460,000	55.4
特 別 会 計	144,955,600	31.5
企 業 会 計	60,414,000	13.1
計	460,829,600	100.0

一 般 会 計 予 算

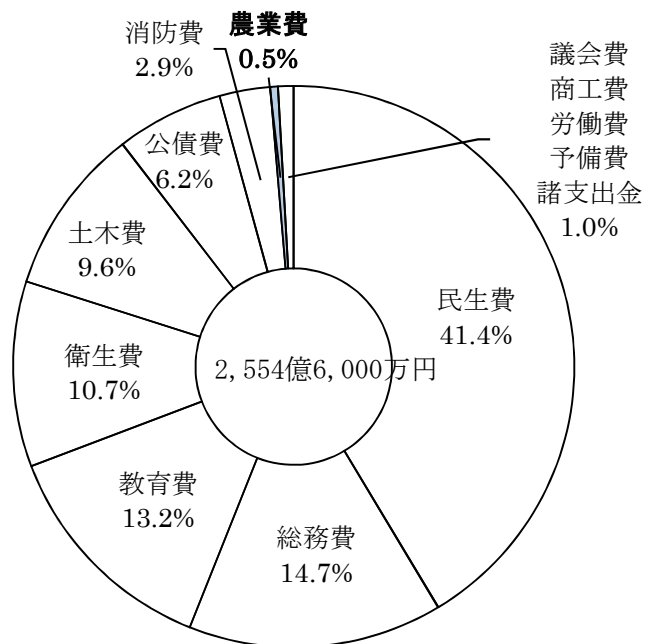
(単位：千円)

歳 入		歳 出	
区 分	予 算 額	区 分	予 算 額
1 市 税	101,544,475	1 議 会 費	927,619
2 地 方 譲 与 税	995,000	2 総 務 費	37,412,809
3 利 子 割 交 付 金	30,000	3 民 生 費	105,745,013
4 配 当 割 交 付 金	500,000	4 衛 生 費	27,278,525
5 株式等譲渡所得割交付金	650,000	5 労 働 費	290,158
6 法 人 事 業 税 交 付 金	870,000	6 農 業 費	1,157,214
7 地 方 消 費 税 交 付 金	12,800,000	7 商 工 費	858,673
8 ゴルフ場利用税交付金	7,500	8 土 木 費	24,638,720
9 自 動 車 取 得 税 交 付 金	1	9 消 防 費	7,448,364
10 環 境 性 能 割 交 付 金	210,000	10 教 育 費	33,702,396
11 地 方 特 例 交 付 金	740,000	11 公 債 費	15,800,508
12 地 方 交 付 税	4,650,000	12 諸 支 出 金	1
13 交通安全対策特別交付金	50,000	13 予 備 費	200,000
14 分 担 金 及 び 負 担 金	1,024,540		
15 使 用 料 及 び 手 数 料	5,566,479		
16 国 庫 支 出 金	47,837,994		
17 県 支 出 金	13,863,715		
18 財 産 収 入	568,528		
19 寄 附 金	58,409		
20 繰 入 金	16,898,219		
21 繰 越 金	2,500,000		
22 諸 収 入	6,329,540		
23 市 債	37,765,600		
合 計	255,460,000	合 計	255,460,000

一般会計予算の構成割合



歳出

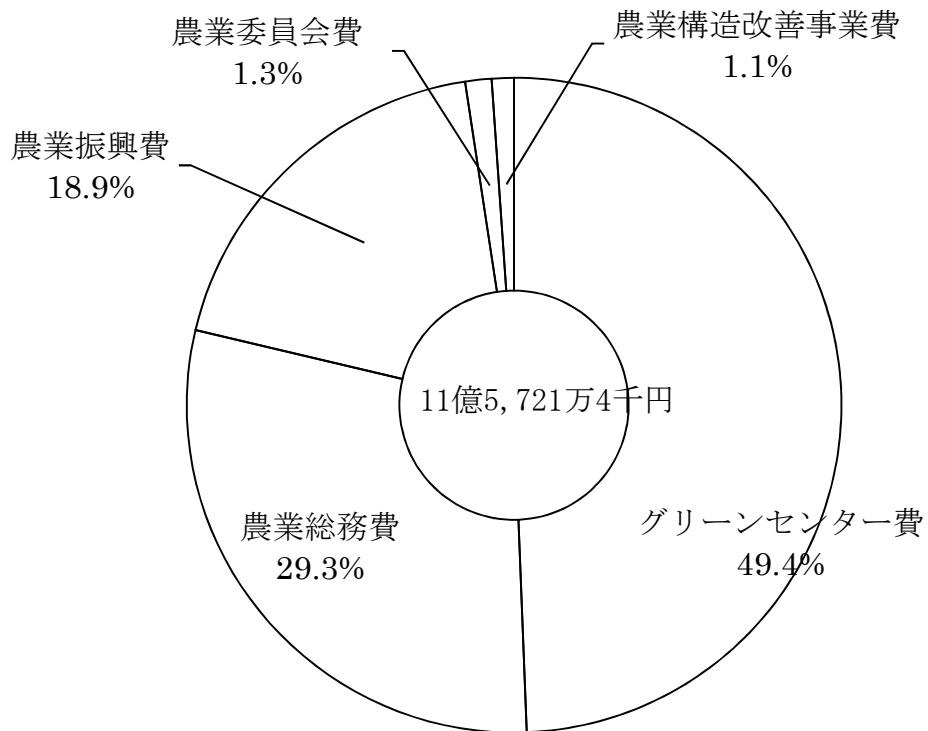


農 業 費 予 算

(単位：円)

項	目	予 算 額
農 業 費	農 業 委 員 会 費	14,920,000
	農 業 総 務 費	339,189,000
	農 業 振 興 費	218,945,000
	農 業 構 造 改 善 事 業 費	12,742,000
	グ リ ー ン セ ン タ ー 費	571,418,000
合 計		1,157,214,000

農業費内訳



農業の現状

首都東京に隣接する本市の農業は、交通網の発達などに伴う都市化及び宅地化の影響による農地の減少並びに農業従事者の高齢化及び後継者不足などにより、極めて厳しい環境に置かれており、大きな転換期を迎えている。

令和5年の農地基本台帳整備に係る調査によると、本市の総農家数は1,018戸で前年と比較して23戸減少し、専業農家戸数は総農家数の10.2%、兼業農家戸数は87.8%となっている。また、市内の農地は、市域(6,195ha)のうち調整区域を除く88.2%を占める市街化区域において、生産緑地法に基づく積極的に保全する農地である生産緑地地区(110.04ha)と、その他いずれ宅地化が見込まれる農地とに大別され、特に、後者においては、貴重な農地が住宅等の用地として転用されるなど急速に減少し、一方では市内農地の減少を補うため、市外に代替農地を求める農家も少なくない。

しかし、本市の農業は、都市化の進展や県指定の農業振興地域の対象外であることなどの厳しい条件下においても、輝かしい伝統及び大消費地である東京に隣接する地の利を生かし、農業関係者と市が協力して都市農業の発展を図ってきた。

平成20年には、本市農業のあり方を根本的に検討するため、「川口の農業を考える有識者会議」が設置され、40施策にも及ぶ広範かつ具体的な施策提案がなされたことを受け、平成21年10月に「都市農業サミット」の開催、平成22年1月に「川口農業塾」の開講など様々な施策を講じてきた。また、平成23年3月には、本市農業のビジョンを明確にし、農業振興策を計画的かつ総合的に推進するため、「川口市農業基本計画」を策定した。

また、都市農業振興基本法の制定及び都市農業振興基本計画の制定を受け、平成30年3月に「川口市農業基本計画」を改訂し、都市農業振興地方計画（川口市都市農業振興計画）に位置づけ、令和4年度には「第2次川口市農業基本計画」を策定した。これまでの伝統ある川口農業の経営安定・向上とともに次世代につなぐ持続的な農地の保全・活用や多様な連携による新しい農業価値の創出をめざして、川口産農産物の拡充と市民農園・体験農園の開設等の支援、食育・農育の推進に取り組んでいく。

農業の担い手の確保策としては、自立農業経営を目指す新規就農希望者に対して、就農希望地で確実に就農できるよう、市町村・農協・農業委員会・県農林振興センター等の関係機関が一体となって、技術研修・農地の確保・資金相談等を行う「明日の農業担い手育成塾」制度を埼玉県が創設し、本市においても令和4年7月に開塾し、令和5年度に塾生1名が入塾した。

そのほか、本市の緑化関連施設である川口緑化センターについては平成18年度から、また、川口市営植物取引センターについては平成24年度から、それぞれ指定管理者制度を導入し、公益財団法人川口緑化センターに管理運営を委ねており、指定管理者ならではの創意工夫と柔軟な対応により、効率的かつ効果的な運営がなされている。

《 農 政 課 》

1 事業方針

交通網の発達などに伴う都市化及び宅地化の影響を受け、農地及び農家人口の減少が続いている。また、農地税制問題や農業従事者の高齢化などにより、本市農業を巡る諸情勢は、極めて厳しい状況にある。

このような中、本市農業の発展と農家の地位向上を図るため、各種の法制度を活用するとともに、関係機関及び農業団体等との連携を更に強化し、協力し合いながら、積極的に事業を実施する。

2 事業計画

(1) 農業総務事業

ア 農政審議会

農業基盤の整備、経営の合理化、農業基幹施設の運営等、農業振興施策に関する重要事項について調査審議するとともに、川口農業ブランド制度の第三者評価組織として、申請された農産物について評価を行う。

イ 農業経営改善事業

市の基本構想に示された効率的かつ安定的な農業経営体を目指して農業者が作成した計画（農業経営改善計画又は青年等就農計画）を市等が認定し、認定を受けた農業者（認定農業者又は認定新規就農者）を対象に経営管理等に関する研修会を実施することで、意欲と能力のある農業者を育成し、農業経営の改善を図る。

【農業経営改善計画（認定農業者）】

（単位：経営体）

年 度	川口市の 新規認定数			その他認定庁 ^{※2} の新規認定数
		内、法人	内、共同申請 ^{※1}	
令和元	3	0	0	—
令和2	1	0	0	3
令和3	3	0	0	4
令和4	8	0	0	0
令和5	0	0	0	0
認定中経営体数 (R5年度末現在)	40	4	7	7

※1 共同申請とは、家族経営協定を結び、連名で認定を受けた経営体。

※2 令和2年4月1日の制度改正により、複数の市町村に跨って営農する計画の認定主体が国または都道府県となった。

【参考】認定農業者の認定状況（出典：農林水産省「認定農業者制度について」）

埼玉県 4,936 経営体(R5.3.31現在)、全国 219,846 経営体(R5.3.31現在)

ウ 農業体験事業

市民の農への理解を促進するため、農業の初心者等で野菜づくりを楽しみたい方

を対象に野菜づくりの知識とコツを学ぶ講座を開催する。

エ 市役所マルシェ開催事業

地場産業の振興と緑化産業の活性化を図るため、市役所第一本庁舎内で毎月 1 回程度開催し、地場産の新鮮野菜や鉢花、加工品等の宣伝及び販売を行う。

(2) 農業振興事業

ア 緑化産業活性化事業

市民と農業青年団体等の交流を通して、緑化に対する理解を深めるとともに、地場産業である緑化産業の活性化を図る。

具体的には、農業青年団体等が開催する「グリーンロード・ウォーキング」や「みどりの地球号 in 安行」に対する支援、川口緑化産業団体連合会が実施する植木・盆栽等輸出入対策促進事業に対する支援を行う。

イ 園芸振興事業

産地間競争の激化による価格競争や生産及び流通機構の変化等に伴う厳しい農業経営環境に対応するため、特産園芸団体の生産及び販売体制の近代化並びに販路拡張を図る。

具体的には、新宿で開催される「川口市安行の花・緑と物産展示即売会」や「並木元町公園花植木市」などに出展する団体の支援を行う。

ウ 農業改良普及事業

都市化の進展に伴う生産環境の変化や急速に発達した情報化社会に対応するため、農業生産及び経営技術の向上並びに農業後継者の育成等を図る。

具体的には、川口市農家組合連絡協議会が開催する「川口市花の文化展」に対する支援や農業経営の効率化を図ることを目的とした I T 技術の導入に係る事業等に対する支援を行う。

エ 川口緑化センター及び川口市営植物取引センター指定管理者管理運営事業

本市の伝統産業である植木を中心とする花き等の特産農業の振興を図ること等を目的とする両施設の管理運営を公益財団法人川口緑化センターに委託することで、より効果的に目的の達成を図る。

オ 明日の農業担い手育成事業

市を実施主体、農協等を構成員とする「明日の農業担い手育成塾」を設置し、自立農業経営を目指す新規就農希望者を塾生として受け入れ、当該塾生が確実に就農できるよう支援することにより、農業の担い手の確保・育成を図る。

カ 地域計画策定事業

農業経営基盤強化促進法が一部改正され、地域での話し合いにより、将来の農業や農地利用の方針を明確化した「地域計画」を定めるものとされたことから、農業者や農業委員会、その他関係機関による協議の場を設け、地域計画の策定を進めるもの。

(3) 農業構造改善事業

ア 地域農業活性化事業

都市住民と農業の交流を基本に、農業生産物等の販売等を通じて農業経営の安定化を図るとともに都市地域内農業の経営改善及び近代化を図る。

具体的には、川口市農家組合連絡協議会が主催する「緑と大地の豊年まつり」に対する支援や農産物の高付加価値化を目的とした「川口農業ブランド制度」の推進事業に対する支援のほか、市民農園等開設に対する支援、市街化調整区域（一部の区域を除く）において農業振興施設（農家レストラン等）の開設等に対する支援を行う。

イ 農業施設設置助成事業

都市化の進展による農業経営環境の変化に対応するため、農業経営の改善及び近代化の推進を図る。

具体的には、集約的で付加価値の高いビニールハウス等の新たな農業施設を農業近代化資金の融通を受けて設置する農業者に対する支援を行う。

ウ 農業金融対策事業

経営改善を図るため、施設の新設や機械の導入を図る農業者が、制度資金の融資を受けた場合、市が利子の一部を負担することで、農業経営の向上及び生産の増強を図る。

《 川口緑化センター・川口市営植物取引センター 》

1 川口緑化センター

(1) 設置の目的

川口の伝統産業である植木を中心とする花き等の特産農業の振興を図り、緑化産業のための各種情報の収集及び提供を行う拠点施設として設置された。

花と緑に関する各種の展示会やイベントを開催し、植物と人のふれあいの場所を提供すると共に、各種情報を発信する緑化関係の総合施設としての役割を果たしている。

(2) 施設の概要

- ・開 所…… 平成 8 年 4 月 1 日
- ・所 在 地…… 川口市大字安行領家 844 番地の 2
- ・敷地面積…… 8,113.57 m²
- ・構 造…… 鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄骨造 5 階建
- ・延床面積…… 4,696.73 m²

(3) 沿革

- 平成 8 年 3 月 財団法人 川口緑化センター設立
- 8 年 4 月 川口緑化センター開所
- 18 年 4 月 指定管理者制度導入により、財団法人川口緑化センターを指定管理者として管理運営開始
- 23 年 4 月 財団法人川口緑化センターを指定管理者として再指定
- 24 年 4 月 財団法人川口緑化センターが公益財団法人に移行
- 28 年 4 月 公益財団法人川口緑化センターを指定管理者として再指定
- 令和 3 年 4 月 公益財団法人川口緑化センターを指定管理者として再指定

2 川口市営植物取引センター

(1) 設置の目的

本施設は、植木を中心とする花きの生産及び流通の円滑化並びにこれらの取引の適正化を促進するとともに、植木、苗木、鉢物及び造園等の特産農業の振興を図ることを目的として設置された。全国有数の植木の生産地として知られる「植木の里・安行」の流通市場施設として、毎週火曜日に実施するせり取引が行われる場である。

(2) 施設の概要

- ・開 所…… 昭和 48 年 9 月
- ・所 在 地…… 川口市大字安行領家 1100 番地
- ・敷地面積…… 14,496 m²
- ・主な施設…… 屋内売場、管理事務所、卸売事務所、場外植木取引場、取引見本園、日本庭園、駐車場等
- ・建物面積…… 2,343.93 m²

(3) 沿革

昭和	48年9月	安行植物取引・造園センター設立
	48年9月	取引流通施設利用開始（せり卸売業者・(株)安行植物取引所）
	49年3月	センター市条例公布
	49年5月	センター運営委員会設立
	62年9月	モデル庭園改修整備
平成	6年4月	第38回安行植木祭開催と共に、センター設立20周年記念式典を開催
	7年12月	西側駐車場新設
	8年3月	東側駐車場拡張整備
	8年4月	名称を「植物取引センター」に変更
	8年4月	業務及び施設の一部を川口緑化センターに移管
	15年4月	設立30周年記念まつり（川口市制70周年記念事業）を開催
	18年3月	一般販売開始（(株)安行植物取引所 委託販売実施）
	24年4月	指定管理者制度導入により公益財団法人川口緑化センターを指定管理者として管理運営開始
	28年4月	公益財団法人川口緑化センターを指定管理者として再指定
令和	3年4月	公益財団法人川口緑化センターを指定管理者として再指定

(4) 市場統計

ア 売上高の推移

年度	合計売上高	対前年度 比率	せり取扱高	せり 回数	せり1回の 平均売上高	せり以外 の取引高
	円	%	円	回	円	円
令和元	108,135,374	△6.5	65,238,770	39	1,672,789	42,896,604
令和2	82,369,585	△23.8	36,577,280	30	1,219,243	45,792,305
令和3	90,769,049	10.2	47,733,800	33	1,446,479	43,035,249
令和4	81,412,505	△10.3	46,733,990	34	1,374,530	34,678,515
令和5	77,004,249	△5.4	39,636,330	31	1,278,591	37,367,919

イ 荷主・買主の割合の推移

年 (暦年)	せり取扱高 (円)	荷主取扱高ベスト3 (%)				買主取扱高ベスト3 (%)			
		川口	埼玉	千葉	ほか	川口	埼玉	長野・千葉	ほか
令和元	71,293,840	57.7	18.4	11.6	12.3	58.3	8.7	6.8	26.2
令和2	40,562,910	54.3	20.3	17.0	8.4	45.3	18.7	7.0	29.0
令和3	49,781,000	61.9	18.5	12.1	7.5	46.7	20.9	7.2	25.2
令和4	44,970,480	53.8	21.8	13.7	10.7	51.4	14.5	5.1	29.0
令和5	42,986,500	35.9	39.4	16.4	8.3	35.1	20.2	5.7	39.0

※年4回の大せりのみの集計とする。

※買主取扱高の第3位は、令和元年・令和5年は長野県、令和2年～令和4年は千葉県。

ウ 樹木別売上高ベストテンの推移

順位	令和元年（暦年）			令和2年（暦年）			令和3年（暦年）			令和4年（暦年）			令和5年（暦年）		
	樹木名	%	本数	樹木名	%	本数	樹木名	%	本数	樹木名	%	本数	樹木名	%	本数
1	マツ	14.3	796	マツ	15.5	229	マツ	13.6	203	マツ	15.1	294	マツ	13.9	507
2	ツツジ	10.8	3,752	ツツジ	9.7	1,614	ツツジ	13.3	2,700	ツツジ	8.9	1,915	ツツジ	5.7	1,200
3	モミジ	5.0	1,555	ドウダン	6.2	3,657	モミジ	4.7	790	モミジ	5.9	1,075	モミジ	5.5	841
4	ドウダン	4.6	4,345	モミジ	6.1	728	ドウダン	4.6	4,659	ドウダン	3.1	2,760	ヒバ類	5.1	1,314
5	ハミズキ	2.7	1,091	サクラ	2.6	406	マキ	3.1	87	シャラ	2.6	248	ドウダン	4.6	2,665
6	ミカン	2.7	489	ヤマボウシ	2.5	228	ミカン	3.0	300	ミカン	2.4	339	ナンテン	3.1	2,427
7	ヤマボウシ	2.6	354	ナンテン	2.3	1,434	シャラ	2.9	311	ヤマボウシ	2.2	270	ミカン	2.7	206
8	マキ	2.5	129	ツバキ	2.3	521	ヤマボウ	2.0	241	ナンテン	2.1	1,846	ヤマボウシ	2.3	207
9	ナンテン	2.4	2,289	マキ	2.2	86	ナンテン	2.0	1,634	ヒバ類	1.9	1,202	サクラ	2.2	428
10	シャラ	2.4	360	ミカン	2.0	153	ヒバ類	2.0	408	マキ	1.6	73	タマリユ	1.6	584
／	その他	50.0	33,643	その他	48.6	9,957	その他	48.8	11,283	その他	54.2	9,923	その他	53.3	9,993
／	合 計	100	48,803	合 計	100	19,013	合 計	100	22,616	合 計	100	19,945	合 計	100	19,929

※年4回の大せりのみの集計とする。

※パーセンテージは金額割。

3 公益財団法人川口緑化センター

(1) 事業方針

公益財団法人川口緑化センターは、植木・花と造園の特産農業の振興、豊かな自然環境の保全及び緑化振興事業の促進を図り、もって伝統ある「植木の里」の健全なる育成と地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(2) 事業計画

ア 公益目的事業

(ア) 緑化事業

「公益財団法人川口緑化センター定款」に基づき、県内各地において、県民を対象とした技術研修事業、展示会事業、情報発信・収集事業、樹木等生産調査事業等、緑化普及・啓発事業を実施する。

a 技術研修事業

高齢化社会や家族の世代交代等、庭木の手入れ技術のニーズが高まる社会状況を踏まえ、広く一般を対象に植木の里・安行伝統の植木等の手入れ技術の普及・啓発を図る。

(a) 技能・伝承習得研修会

(b) 最新緑化情報研修会

(c) 緑化技術資格研修会

b 展示会事業

広く一般を対象に花・緑をテーマとした展示会を開催し、緑化の普及・啓発を図るとともに、植木の里・安行のPRに努める。

(a) 春の園芸フェスタ

(b) 駒込・安行植木まつり

(c) 川口安行の植木・盆栽展 麻布十番

c 情報発信・収集事業

植木・花の栽培、育成等の情報を収集し、ホームページで情報を発信するとともに、オリジナルの情報誌を発行し広く社会に緑化の普及・啓発を図る。

(a) 樹里安だより発行

(b) 緑花ガイド発行

(c) インターネット情報発信

(d) カレンダー作成

d 樹木等生産調査事業

川口市内の樹木等植物の生産状況調査で、調査結果を報告書にまとめ、広く一般に公開し、緑化の普及・啓発を図る。

(a) 川口市樹木等生産調査報告書

(イ) 施設緑化事業

「公益財団法人川口緑化センター定款」に基づき、川口緑化センターにおいて、県民を対象とした講習会・体験事業、園芸相談事業、展示会事業、緑化産業振興に関する会議室等貸与事業等の緑化普及・啓発事業を実施する。

a 講習会・体験会事業

園芸及び自然に造詣の深い講師を招き、広く一般の方を対象として、講習会を開催し、花と緑にふれる機会を提供するとともに、緑化の普及・啓発を図る。

(a) 緑の学会・ふれあい講演会

(b) 緑の園芸ゼミナール

(c) プロに教わるテクニック

b 園芸相談事業

園芸専門家が広く一般を対象として園芸に関する相談に応じ、知識、技術の普及・向上を図る。

(a) 花と緑の園芸相談

c 展示会事業

広く一般を対象に、花・緑をテーマとした展示会を開催し、植物本来の魅力や植物と鉢の調和等の芸術性を伝え、緑化の普及・啓発を図る。

(a) 春・秋の安行花植木まつり事業

(b) 花と緑の祭典

(c) 各種緑化展示会事業

(d) 道の駅事業

d 緑化産業振興に関する会議室等貸与事業

緑化産業振興又は緑化の普及・啓発を目的とした団体・個人へ優先的に行う貸与事業。

イ 収益目的事業

(ア) 会議室及び多目的ホールの貸与事業

3 階会議室・5 階会議室・日本間・広場を一般に貸与するとともに、緑化の普及・啓発イベントに伴い、1 階多目的ホールを貸与する。また自動販売機事業を実施する。

a 会議室貸与事業

b 多目的ホール貸与事業

c 自動販売機事業

(イ) 物品等物産の販売事業

施設利用者にイベント等を通じて物品販売を行う。

a 朝顔・ほおずき

b 樹里安アイス

c 冊子版緑花ガイド

(ウ) 植物取引センターの管理運営に関する事業

「川口市営植物取引センター設置及び管理条例」に基づき、植物取引センターの管理運営及び維持管理に係る業務を行う。

- a 植木、苗木、鉢物等の生産及び流通に関する情報の収集分析及び提供に關すること
- b センターの施設及び設備の維持管理に關すること
- c その他目的を達成するために必要な事業に關すること

《 川口市立グリーンセンター 》

1 設置の目的

緑化産業の振興を図るとともに、緑地を保全し、市民に憩いの場所及びレクリエーション施設を提供して心身の健康増進に資し、あわせて自然科学知識と教養の向上に寄与することを目的として設置されたものである。

2 施設の概要

植物園は昭和 42 年 11 月 1 日に開園し、武蔵野の面影を残す雑木林を中心に大芝生、花壇、ロックガーデン及び池等を配置して全体が一つの大庭園として造られ、埼玉県木の「ケヤキ」を多く配し、四季折々の花が楽しめるように花木をとり入れている。

昭和 54 年には、名称をグリーンセンター川口市立花木植物園から川口市立グリーンセンターと改称した。昭和 60 年には全長約 600 メートルのミニ鉄道が走る「わんぱく広場」が開場、令和 4 年度には「冒険の森」「昆虫の森」が完成し、家族そろって楽しめる施設としての機能を備えている。

- ・敷地面積……………159,071.83 m²
- ・主な施設……………滝・大噴水、ミニ鉄道、展望スベリ台、冒険の森（フィールドアスレチック）
- ・建物延面積……………6,700.65 m²
- ・園内の植物……………174 科 755 属 1,722 種

3 沿革

昭和 42 年 11 月	グリーンセンター川口市立花木植物園開園
46 年 10 月	日本庭園茶屋建設
50 年 5 月	第 2 駐車場完成
53 年 8 月	流水プール場建設により、グリーンセンターを都市計画決定（園芸振興施設を除く）
54 年 4 月	グリーンセンター川口市立花木植物園等設置及び管理条例を廃止、川口市立グリーンセンター設置及び管理条例を施行
54 年 7 月	流水プール場開場（12 月アイススケート場開場）
55 年 3 月	白鳥の池東側に「あずまや」完成
60 年 11 月	ミニ鉄道が完成し、わんぱく広場が開場
62 年 9 月	常設展示館「緑のアトリエ」、みどりのモデルハウス完成
62 年 10 月	グリーンセンターを川口会場の中心として、「全国都市緑化さいたまフェア'87」を開催
平成 元年 7 月	「日本の都市公園 100 選」に認定される
4 年 7 月	流水プール場入場者数累計 100 万人突破
5 年 5 月	入園者数累計 1,000 万人突破
6 年 3 月	ミニ鉄道乗車人数累計 100 万人突破
6 年 10 月	東門設置
10 年 4 月	入園料一部改定

16 年10 月	入園者数累計 1,500 万人突破
17 年 3 月	わんぱく広場に大型遊具施設「夢ふうせん」完成
20 年 5 月	入園者数累計 1,700 万人突破
24 年 1 月	アイススケート入場者 100 万人達成
24 年 3 月	第 3 駐車場拡張工事完成（駐車台数 26 台増）
26 年 4 月	入園料・入場料一部改定
27 年 2 月	入園者数累計 2,000 万人突破
29 年11 月	開園 50 周年記念式典挙行
令和 元年10 月	入園料・入場料・使用料一部改定
4 年 2 月	冒険の森「フィールドアスレチック遊具」完成
4 年 3 月	昆虫の森、ちびっこ広場、いきいき広場完成

4 事業方針

緑化産業の振興と緑地環境の保全により、グリーンセンターの設置目的に沿って、今年度も引き続き、施設の充実強化並びに緑化の普及及び啓発に努めるとともに、地場産業である植木を中心とする花き及び造園を振興する場としてグリーンセンターの活性化を更に推進する。

また、川口市立グリーンセンター活性化基本計画における整備方針等に基づき、施設全体の再構築に係る設計や工事を行い、グリーンセンターの再整備を推進する。

5 事業計画

(1) 緑化施設

ア 施設の整備

昭和 42 年の開園から 50 年以上が経過し、施設の老朽化が進んでいることから、施設の補修を行う。

イ 各種イベントの開催

桜草展、盆栽展、山野草展、菊花展、老鴉柿展、椿展等を実施する。

ウ 園芸教室・園芸相談等

花木等の植物及び園芸技術の普及並びに向上を図るため、一般市民を対象に園芸教室を開催する。また、園芸の専門家を週 4～5 日常駐させて来園者等を対象に緑化相談を行い、花き及び造園等の栽培知識や技術の普及並びに向上を図る。

エ 品種保存と展示

ツバキ及びサクラソウを中心とした古典園芸植物、ラン類並びに熱帯植物の現有品種を育成保存し、展示するとともに、園芸植物に係る知識の普及及び向上を図る。

オ 研修

博物館実習のほか職業体験等に係る実習依頼を受け、グリーンセンターの施設を利用し実施して、園芸植物に係る栽培技術の普及及び啓発に努め、緑化産業の振興に資する。

(2) レクリエーション施設

ミニ鉄道や大型複合遊具、フィールドアスレチック遊具等の維持管理及び樹木・芝生の管理を行うことにより、心身の健康増進を図るためのレクリエーションの場の提供を行う。

《 農 業 委 員 会 》

1 事業方針

農業委員会は、農業生産力の増進及び農業経営の合理化を図り、農業の健全な発展に寄与することを目的として、昭和 26 年にそれまでの農地委員会、農業調整委員会、及び農業改良委員会が統合され設置された行政委員会であり、農地の利用に関する相談、遊休農地に対する指導、担い手への支援、農業経営についての助言及び県等に対する意見等、様々な活動を行っている。

農地の法制度は、平成 21 年の農地法改正を機に農地情報の共有化、耕作放棄地の解消、優良農地の確保、農地の面的集積の促進等の農地政策を進めている。また、平成 28 年には、農業委員会がその主たる使命である農地利用の最適化をより良く果たせるようにするため、農業委員会業務の重点は農地利用の最適化の推進であることを明確化し、農業委員の選出方法が推薦及び公募から市長が議会の同意を得て任命する方法に改め、農地利用最適化推進委員を新設する等を内容とした農業委員会等に関する法律の改正が行われた。

本市農業委員会としても、これらの施策を積極的に推進するとともに、法令に基づく処理事項は無論のこと、「川口市農業委員会憲章」に則り、市長部局と連携して本市農業の継続的な発展に努めている。

2 事業計画

(1) 法令に基づく処理事項（専属的権限事項）

農地法などの規定により農業委員会に委ねられた事項については、農家の立場を尊重して、次の事務を適正に処理する。

ア 農地等の利用の最適化の推進

農地等の利用の最適化の推進に関する指針に基づき、年々減少傾向にある農地の適正な利活用に資するため、農地所有者の意向等を踏まえ、遊休農地対策について重点的に取り組み、担い手の確保や新規参入の促進に努める。

イ 一般農地事務

利害の錯綜する一般農地事務については、土地区画整理事業の進捗、相続、売買、賃貸借など権利の細分化などによって複雑化していることを踏まえ、事務執行にあたってはより慎重に対処する。

ウ 相続税の納税猶予制度

農地等についての相続税の納税猶予制度については、平成 4 年 1 月 1 日以降に生じた相続からは、生産緑地地区に指定された市街化区域内農地が特例制度の適用農地となることから、適格者の認定にあたっての申請手続きに誤りがないよう関係農家の指導及び相談にあたる。また、市街化調整区域内農地において、平成 21 年 12 月 14 日以前に特例の適用を受けた者は 20 年、それ以降に適用を受けた者は終生、農地として適正に耕作するよう指導及び相談にあたる。

エ 生産緑地法の生産緑地

生産緑地法の生産緑地については、平成 4 年 12 月に都市計画決定された後、追加・削減などを経て、現在では 110.04ha が指定されており、農業の主たる従事者が、死亡または農業に従事できなくなるような故障が発生した場合、生産緑地所有者は市長に対し書面で買取の申し出をすることができる。この場合に、主たる従事者であることを農業委員会が証明する必要があることから、この証明の発行にあたっては、適正に調査等を行うとともに、関係農家への相談等にもあたる。

オ 農地基本台帳の整備

農地基本台帳は、農業委員会交付金事業実施要領（昭和 60 年 11 月 20 日付け 60 農経 A 第 1141 号農林水産事務次官通知）に基づき、「農業委員会が法令事務を処理するに当たり必要な資料」として全農業委員会で整備することとされている。

カ その他

次の事項についても事務を行う。

- (ア) 農地法により農業委員会の所掌に委ねられた事項
- (イ) 租税特別措置法により農業委員会の所掌に委ねられた事項
- (ウ) その他の法律及びこれらの法律に基づく命令により、農業委員会の所掌に委ねられた事項

(2) その他の処理事項（非専属的権限事項）

農業委員会は、社会経済情勢の変化に対応するため、農業関係機関、農業団体及び市と連携し、次の事項を行う。

ア 農業生産、農業経営及び農業者の生活に関する調査等に関すること

- (ア) 先進都市の調査の実施
- (イ) 県及び県農業会議等で主催する研修会等への派遣

イ 農業及び農業者に関する情報提供に関すること

- (ア) 「川口の農業だより」の発行
- (イ) 全国農業新聞の購読斡旋
- (ウ) 優良図書の購読斡旋
- (エ) 川口市農地情報登録制度（川口市農地バンク制度）による農地の有効活用の促進
- (オ) 農業及び農業者に関する意見等の公表

ウ その他

- (ア) 埼玉県さいたま農林振興センター等の農業関係機関との連絡調整
- (イ) 農業協同組合等への協力及び助言等

資料：主要農業指数

1 農林業センサス

(1) 農林業経営体数

単位：経営体

年次	合計	農業経営体			林業経営体		
		計	個人経営	団体経営	計	個人経営	団体経営
平成 27 年	528	522	516	6	6	6	—
令和 2 年	391	387	364	23	4	4	—

(2) 組織形態別経営体数（農林業経営体）

単位：経営体

年次	合計	法人化している				地方公共団体 ・財産区	法人化 していない
		計	農事組合法人	会社	その他の法人		
平成 27 年	528	27	1	25	1	—	501
令和 2 年	391	23	3	17	3	—	368

(3) 経営耕地面積規模別経営体数（農業経営体）

単位：経営体

年次	計	経営耕地 なし	0.3ha 未満	0.3～ 0.5ha	0.5～ 1.0ha	1.0～ 1.5ha	1.5～ 2.0ha	2.0～ 3.0ha	3.0ha ～
平成 27 年	522	24	48	144	202	51	25	15	13
令和 2 年	387	9	55	96	144	33	21	19	10

(4) 経営耕地の状況

年次	経営耕地 総面積 (ha)	経営耕地のある 経営体数 (経営体)	田	畑	樹園地
			面積 (ha)	面積 (ha)	面積 (ha)
平成 27 年	403	498	41	296	66
令和 2 年	389	378	13	366	11

(5) 農家数

単位：戸

年次	総農家数	販売農家数	自給的農家数
平成 27 年	865	482	383
令和 2 年	640	341	299

2 農地基本台帳整備に係る調査

(1) 経営形態（戸）

	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度
専 業	104	113	109
第 1 種兼業	152	141	164
第 2 種兼業	742	766	784
その他（未記入を含む）	20	21	24
合 計	1018	1,041	1,081

(2) 経営類型（戸）

	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度
植 木 生 産	380	383	400
盆 栽	17	18	22
花 き	143	145	142
野 菜	369	382	393
施 設 園 芸	14	14	22
米	13	15	13
その他（未記入を含む）	82	84	89
合 計	1,018	1,041	1,081

(3) 市内農地及び耕作地（ha）

		令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度
農 地	田	21.33	21.47	37.19
	畑	377.09	384.36	373.79
合 計		398.42	405.83	410.99
耕作地	田	14.46	14.99	27.55
	畑	306.56	324.01	332.08
合 計		321.03	339.00	359.63

＊「田」「畑」「合計」欄の数字を㎡から ha に換算しているため合計の数字とは異なる。